（用地補償第一課及び用地補償第二課の設置期間の特例）

第十九条　第二条第一項の用地補償第一課及び用地補償第二課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第二十条　第二条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国立公園利用企画官の設置期間の特例）

第二十一条　第二条第二項の国立公園利用企画官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（技術企画官及び放射線健康管理官の設置期間の特例）

第二十二条　第二条第二項の技術企画官及び放射線健康管理官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵技術企画官の設置期間の特例）

第二十三条　第二条第二項の中間貯蔵技術企画官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十八号の次に一号を加える改正規定は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）の施行の日から施行する。

○環境省令第六号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　環境大臣　山本　公一

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年七月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　環境大臣　山本　公一

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）（抄）

改正後			改正前		
（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	二、〇三七人	うち、一人は、特別職の定員とする。	本省	一、九八五人	うち、一人は、特別職の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇〇五人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。	原子力規制委員会	九六八人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合計	三、〇四二人		合計	二、九五三人	

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○防衛省令第四号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第一項、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条、第二十条第四項及び第三十条の十三、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十五条の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　防衛大臣　稲田　朋美

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十一中「厚生課」を「企画課」に改める。

第十六条の十二中第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一　給養に関すること。

十二　被服及び車両の管理に関すること。

十三　警備に関すること。

十四　役務に関すること。